

＼安心して、生き生きと暮らすための／

高齢者サポートがあります



市では、高齢者が安心して、健康で生き生きと毎日を暮らせるよう、さまざまなサービスを実施しています。今回は市の在宅福祉サービスを紹介します。

問い合わせ 長寿介護課（内線285）

高齢者向け在宅福祉サービスをご利用ください

在宅要介護高齢者 介護支援金

在宅で要介護3以上の認定を受けている、65歳以上の高齢者を介護している家族に支給します。

対象

在宅要介護高齢者を常時介護していて、生計が同一の方

支給額 1人につき月額 **5,000円**

支給月 **9月**(4～9月分)と
3月(10～3月分)

紙おむつなどの支給

① 現物支給

常時紙おむつなどを使用して
いる方に、紙おむつ、紙パン
ツ、尿とりパッドを宅配します。

対象

在宅で、常時紙おむつなどを
使用している65歳以上の方
※所得条件により1バック150～
500円の自己負担があります

② 現金支給

医療機関へ入院している方、ま
たは排泄介護機器を使用して
いる方で、紙おむつなどを利用
している場合に、月額5,000
円を上限に現金を支給します。

対象

65歳以上で、入院中、または
排泄介護機器を利用しており、
紙おむつなどを使用している方

緊急時連絡システム



1人暮らしなど、緊急時の連
絡が不安な方に、相談機能
がついた緊急発信ができる
機器と、ペンダント型発信
器または携帯型の緊急通報
機器を貸与します。

対象

- 65歳以上の1人暮らし、または高齢者世帯
- 65歳以上で、世帯員の就労などにより1人暮らしと同様の状態にある方

家具転倒防止器具給付・設置

震災時の家具転倒による被害を減らすため、家具転倒防止器具の設置が困難な世帯に、器具の給付・設置を行います。

対象

- 70歳以上の方のみの世帯
- 要介護4または5の方を含む世帯
- 身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている方を含む世帯
- 療育手帳(A)、AまたはBの交付を受けている方を含む世帯
- 精神障害者保健福祉手帳1級、または2級の方を含む世帯

その他の 在宅福祉 サービス

- 訪問理美容サービス
- 歩行補助つえの交付
- 日常生活用具給付
- 徘徊高齢者等探索システム利用助成
- 食事サービス
- 成年後見制度利用支援
- 寝具類乾燥
- 日常生活自立支援事業利用料助成
- 健康長寿入浴事業
- 移送サービス
- 短期宿泊
- 緊急医療情報キット など

詳しいサービスの内容はお問い合わせください。
市ホームページにも『高齢者の福祉(サービス)ガイドブック』を
掲載しています。

